

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

平成 2 2 年第 4 回 岬町 議会 臨時会

第 1 日 会議録

平成22年第4回(11月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成22年11月26日(金)午後1時30分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 冶 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	11番 辻 下 文 信
12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行	14番 小 川 日出夫
15番 竹 内 邦 博		

欠席議員 1名(10番 岡本重樹)

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 中 村 光 延
企 画 部 長 笠 間 光 弘	総 括 理 事 白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	都 市 整 備 部 長 松 永 英 三
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 古 谷 清	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 福 祉 部 理 事 南 康 明	住 民 福 祉 部 理 事 岡 本 茂
都 市 整 備 部 理 事 入 口 博 行	都 市 整 備 部 上 下 水 道 担 当 理 事 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 渕 原 義 仁	総 務 部 総 務 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 財 政 課 長 四 至 本 直 秀	企 画 部 秘 書 人 事 課 長 保 井 太 郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 辻 下 一 博

議会議務局副理事 大 山 鐵 男

○会 期

平成22年11月26日（1日間）

○会議録署名議員

12番 辻 下 正 純

13番 豊 国 秀 行

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3 議案第85号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程4 議案第86号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件
日程5 議員提出議案第4号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件
日程6	議長辞職の件
日程7 選挙第4号	議長の選挙
日程8 選挙第6号	副議長の選挙
日程9 選任第4号	常任委員会委員の選任
日程10 選挙第5号	阪南岬消防組合議会議員の選挙

(午後1時30分 開会)

○竹内邦博副議長 ただいまから平成22年第4回岬町議会臨時会を開催します。

ただいまの時刻は午後1時30分です。

本日の出席議員は13名です。欠席者は1名です。

定足数に達しておりますので、臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹内邦博副議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により、議長において指名します。1

2番辻下正純君、13番豊国秀行君、以上の2名の方をお願いいたします。

○竹内邦博副議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日11月26日の1日としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、11月26日の1日に決定いたしました。

○竹内邦博副議長 それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 平成22年第4回岬町議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ご出席を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。日増しに寒さを感じる季節を迎えましたが、隣国の韓国においては、北朝鮮から砲弾が打ち込まれるという緊迫した状況となっています。平和や外交のあり方について、私たちも関心を高めていく

必要があります。

また、国内に目を向ければ、経済状況は依然厳しい情勢が続いております。今年の人事院勧告も厳しい経済状況を反映し、マイナス人勧となったところであります。私ども町行政は、行革を進めている中、労使の合意によって独自に職員給料の2%カットを行っております。独自カットについては泉佐野市、泉南市でも今年から実施を始める状況となっておりますが、マイナス人勧への対応は、人材を宝とすべき行政にとって極めて心苦しいものがございます。

しかしながら、財政再建を進めることは住民の皆様の安定した暮らしを築く源であり、私の使命でもございます。マイナス人勧の詳細につきましては担当より説明をいたしますが、人事院勧告を完全に実施することが財政再建の道であることを確信し、苦悩の連続の中で職員組合と協議を重ね、円満妥結に至ることができましたので、ご理解をお願い申し上げます。根本的には地域の経済がよくならなければいけないのですが、そのためには、私自身が一層汗をかいてリーダーシップを発揮していかななくてはならないと改めて決意したところでございます。

さて、今回の臨時会は、人事院勧告に伴いまして実施しようとする特別職並びに一般職の職員給与の改定に関する条例改正などの議案審議をお願いいたしております。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

○竹内邦博副議長 町長のあいさつが終わりました。

○竹内邦博副議長 日程3、議案第85号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程3、議案第85号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正及び財政の健全化への寄与を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

内容の説明に先立ちまして、本年8月に出されました人事院勧告につきましては、関連する概要のご説明を申し上げたいと思います。

人事院勧告は、情勢適応の原則に基づきまして、毎年、公務員の給与水準を民間企業従業員の

給与水準と均衡させることを基本に行っている制度でございます。本年、人事院が民間における給与の実態を調査したところ、民間の雇用・賃金情勢が厳しい状況が続いております。月例給について公務が民間を上回っていたこと、また賞与についても、公務の年間支給月数が民間を上回っておりました。これを受けまして、国家公務員の給与の引き下げ決定を行うとともに、賞与につきましても、年間で0.2カ月分引き下げるという勧告を行っております。

給与の引き下げにつきましては、次の一般職の改正において説明させていただくこととしまして、賞与につきましてもの勧告の内容は、年間支給月数4.15カ月を3.95カ月としまして、年間で0.2カ月の減を行うものでございます。この勧告により、特別職につきましても年間0.2カ月の減を行うものでございます。

お手元の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をごらんください。

第1条は、第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の197.5」に改めるものでございます。12月支給分の月数を改正するものですが、これにより年間0.2カ月を減ずるもので、年間支給月数は3.9カ月になります。施行日は、平成22年12月1日からでございます。

次に、第2条でございます。第6条第2項中「100分の192.5」を「100分の187.5」に、「100分の197.5」を「100分の202.5」に改めるものでございます。この第2条は平成23年4月1日から施行するもので、年間で0.2カ月を減じるもので、6月支給月で1.875月、12月支給月で2.025月とするものでございます。

なお、施行期日につきましては、第1条は平成22年12月1日から施行し、第2条につきましては平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に関する質疑を行います。質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 笠間部長にちょっとお聞きします。

先ほど、提案理由として人事院勧告に基づくという説明でございましたが、本日午前中に参議院の予算委員会が開催されているのをテレビでも中継がありましたけれども、国会のほうでの通過というのはどのような状態になっていますか。

○竹内邦博副議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 議員ご指摘の件でございます。

一応、国におきましては衆議院を通過しております、現在、参議院のほうへ向けて継続審議中でございますけれども、8月10日の人事院勧告の後、11月1日に閣議決定がございました。その中におきまして、地方公務員の給与改定につきましても適切な措置が講じられるように示されております。地方公務員法第24条で、職員の給与は生計費、そして国及びほかの地方公共団体の職員、これは後にも続くことでございますけれども、民間事業の従業者の給与等を考慮して定めるという規定がございます。それによって、人事委員会を町としては持っておりません。それで、労使ともに基本的に人事院の勧告を尊重しまして今回上げさせていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

○竹内邦博副議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 では、今の説明によりますと、閣議決定でこの審議は十分できるというふうにな得すればいいということですか。

○竹内邦博副議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 閣議決定は当然でございますけれども、人事委員会を持っていない岬町としましては、労使ともに人事院の勧告を尊重して今回の人事院勧告を提案させていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

○竹内邦博副議長 ほかに質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 何度も済みません。

尊重してということは見込みというふうにもとれると思うんですが、それでよろしいわけですか。

○竹内邦博副議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 繰り返しになるかなというふうに思いますけれども、衆議院のほうは通過しております。参議院のほうでも、もう通過という見込みということを知っておりますので、今回上げさせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

○竹内邦博副議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより議案第85号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内邦博副議長 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○竹内邦博副議長 日程4、議案第86号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程4、議案第86号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

議案書の内容の説明に先立ちまして、重複しますかもわかりませんが、人事院勧告の制度につきまして、概要の説明を申し上げます。

人事院勧告は、公務員の給与につきまして、納税者である国民の理解を得る必要があることから、人事院は労使、当事者以外の第三者の立場に立ち、民間給与との正確な比較をもとにしまして、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること、いわゆる民間準拠を基本に勧告を行うものでございます。

このことは、民間の給与水準が上がる場合だけでなく、厳しい経済情勢のもとで民間の給与水準が下がる場合も同様にマイナス人勧となりまして、その時々民間給与の情勢を公務員給与に反映させる仕組みとなっております。

大阪府などの規模の大きな自治体では、人事委員会を設置しまして、地域の民間給与を独自に調査して勧告をいたしておりますけれども、岬町は、先ほども説明させていただいた中にもございますけれども、人事委員会を設け、勧告ができる行政規模ではございませんので、職員の給与につきましては、国が調査した人事院勧告を遵守し、完全実施することが地方自治制度において重要な要素であると考えております。

次に、本年8月に出されました人事院勧告につきまして、概要の説明を申し上げます。

本年の人事院勧告の主な内容は大きく二つございます。一つ目は、月例給の減額でございます。二つ目は、期末・勤勉手当の減額でございます。

一つ目の月例給では、給料を平均で約0.1%減額しまして、行政職給料表6級以上の55歳を超える職員の支給額を1.5%減額するものでございます。また、公務員と民間との給与が4月時点で比較され、均衡を図ることから、4月から格差相当分を解消する必要がございますので、年間給与で民間との均衡を図るため、本年12月期の期末手当で、4月から遡及いたしまして調整率0.28%で減額調整を行うものでございます。

二つ目の期末・勤勉手当の減額は、年間で0.2カ月分を減額するものでございます。年間の支給月を4.15カ月から3.95カ月にするものでございます。岬町におきましては、人事院勧告により、月額給につきましては人事院勧告どおりの措置で、平均0.086%の減額、1人当たりの平均で月額約284円の減額となっております。また、期末勤勉手当につきましても、国と同じく0.2カ月を引き下げ、1人当たりの平均では年約8万1,031円の減額になるものでございます。

特に本町は、財政再建を進める中で独自に給与の2%カットを実施してまいりました。今回のマイナス人勧は約1.5%カットに相当することから、職員組合と7回にわたりまして協議を重ねてまいったところでございます。

参考までに各市町村の状況でございますけれども、独自カットは岬町だけでなく、近隣では泉佐野市が管理職で最大5%から3%、泉南市では管理職で最大6%から一般職で3%と、町では忠岡町が2%のカット、豊能町や千早赤阪村では5%の独自カットを行っている状況でございます。

協議では、先ほどの続きになりますけれども、労使双方が苦しい状況ではございました。しかし、人事院勧告を実施しなかった場合には、今まで労使協議で進めてきた財政再建の成果に影響を与えかねないとの認識によりまして、4月から独自に実施してまいりました2%の給料減額をこの12月から平成23年、来年の3月までの間、1%に減額率を改めることが適切と判断いたしまして、このほど人事院勧告の完全実施について、職員組合とも円満妥結というふうになったものでございます。

次に、主な改正の内容でございますが、議案書をご参照願います。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に伴いまして、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容を要約して説明させていただきます。新旧対照表の1ページ目をごらんください。

これは改正条例案の第1条関係でございます。第4条の3は文言の整理を行うものでございまして、第22条は、期末手当の支給率を12月支給において100分の150を100分の13

5に改正するものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをごらんください。

第23条では、勤勉手当の率を100分の70から100分の65に改正するものでございます。

次に、新旧対照表の3ページをごらんください。

附則第22項の改正内容を要約しますと、一般給料表6級、教育職給料表3級で55歳以上の職員につきまして、給料月額等の1.5%を減ずるものでございます。

続きまして、新旧対照表6ページをごらんください。

最後にあります附則第27項の改正の内容は、4月から独自に実施してまいりました2%の給料減額について、12月から1%に減額率を改めるものでございます。

6ページ下段は改正条例案の第2条関係でございます。平成23年度以降についての期末手当と勤勉手当についての率を改正するものでございます。第22条の改正の内容は、期末手当を6月支給で100分の122.5とし、12月支給で100分の137.5に改正するものでございます。

続きまして、新旧対照表7ページをごらんください。

第23条の改正の内容は、勤勉手当を100分の67.5に改正するものでございます。これにより、23年度以降の期末・勤勉手当の6月支給は1.9カ月、12月支給は2.05カ月となりまして、年間の支給月数は人事院勧告どおりの3.95カ月の改正となるものでございます。

続きまして、新旧対照表の8ページをごらんください。

これは改正条例案の第3条関係でございます。附則第5項の改正の内容は、給料表の切りかえにおいて、新たな月給が以前の月給に達しない職員について差額を支給することについて規定しております。

次に、新旧対照表の9ページをごらんください。

附則第11項の内容は、職員の勤務時間条例の第15条第3項の規定で介護休暇の取得に係る勤務1時間当たりの給与額の減額について、6級で55歳以上の職員を対象に附則第24項に読みかえ、1.5%の給与減額に対応するものでございます。

続きまして、新旧対照表の10ページでございます。

附則第12項から第14項が不要となっておりますので、削除するものでございます。

最後に施行期日でございますが、第1条関係は平成22年12月1日から施行し、第2条関係につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上が主な内容でございます。本件につきましては、職員団体と円満妥結をしております。今回の改定によりまして、平成22年度の人件費の減額は人事院勧告分で約1,700万円の減額、独自カットによりまして1,800万円の減額、合わせまして約3,500万円の減額となる見込みでございまして、本町の財政再建に寄与するものでございます。

本件につきまして、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま一般職の一時金削減等の提案がなされたところでありますけれども、先ほど説明の中で、財政効果についても合計金額は述べられたとおりであります。1人当たりの削減額は幾らぐらいになるのか、確認をさせていただきたいと思っております。

○竹内邦博副議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 先ほど説明させていただきましたので、ちょっと重複するかも知れませんが、今回の0.2カ月の引き下げ分につきましては、約1名8万1,000円の減額というふうになると思います。それから、先ほど3,500万円というトータル数字を言うておりますけれども、約1人当たり20万円ちょっと超えると思います。平均して160人という職員でございますので、3,500万円割る160人と、22万円ぐらいになると思います。よろしくお願い致します。

○竹内邦博副議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

反対討論、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 討論に入る前に、今までの町独自での給与カットの状況を資料にまとめておるんですが、この資料を関係者各位に配付したいんですが、議長、お許し願えますでしょうか。

(資料配付)

○小川日出夫議員 資料の配付ありがとうございます。

先日までの行財政改革委員会の中で、一般職の給与カットを当分の間、実施するという概要が示されておりました。給与カットは2%、また当分の間とは5年間と聞き及んでおります。今回提

案されている人事院勧告のカットは1.5%で、実施されれば合計3.5%のカットになります。これまで町独自の給与カットを行い、今回さらに勧告に基づきカットを実施するのは、職員のやる気をそぐのではないかと私は懸念しております。行財政改革委員会の中で職員定数を抑制する見直しも示されておりますが、内容は19人削減し、5年後には141人とする計画で、個々の職員の負担のますます増すことが予想されております。

今回の給与カットの議案は、町独自で行っている給与カットの廃止とセットすべきだと思っております。今回のカットが実施されれば、職員は現行の2.0%カットよりもさらに追い打ちを受ける3.5%の削減となります。町民サービスの質の向上、それを担うための質の高い人材の確保、公務公共労働者の専門性を十分発揮され、職員のやる気を引き出すためにも、地域のモデルになるような職員給与にすることが町のとるべき方向ではないでしょうか。

以上のことから、職員の給与等引き下げの条例の改正案には反対を表明し、討論いたします。

○竹内邦博副議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成討論ございませんか。

次に、反対討論。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、一般職の職員の一時金0.2カ月分の削減等が含まれているわけでありまして、先ほど1人当たり幾らぐらいの影響が出るのかということについても確認させていただいたところであります。

組合との合意につきましては、町長のあいさつの中でも円満妥結が得られたということでありましたけれども、私が聞き及んだ範囲によりますと、紆余曲折がかなりあったということも聞いておりますし、今後さらに労使間での話し合いが必要な問題が残されているというような印象を持ったところであります。

人事院勧告につきましては、公務労働者の争議権や団体交渉権が剥奪されているというもとで、それにかわるものとしての役割を果たすものでありますけれども、今回連続してのマイナス人勧を行っておりまして、岬町といった地方では、外堀を固められて従わざるを得ないという状況になっているのが実態ではないかというふうに感じているところであります。

先ほどからお話上がっているとおり、町独自のカットを実施しているということで、これにつきましては、2%カットを1%カットに見直すということでありまして、町独自のカットは継続されるということでありまして、その上にさらなる一時金の削減、賃金の抑制となるということで、労働の意欲を損ないかねない問題であるというふうに感じているところであります。

公務労働者にこのような耐えがたい生活上の痛みを伴うものであり、民間労働者への影響も大いに懸念されるところであります。本来であれば、内需と地域経済を充実させるべきものであると思いますけれども、それに逆行をさせるということが不安視されますので、そういった観点から反対せざるを得ないという考えであります。

以上です。

○竹内邦博副議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで討論を終わります。

これより議案第86号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内邦博副議長 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○竹内邦博副議長 日程5、議員提出議案第4号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。議会議員、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第4号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、和田勝弘。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、豊国秀行君、出口 實君、川端啓子さん、辻下文信君、辻下正純君、奥野 学君、鍛冶末雄君、反保多喜男君、竹内邦博君。

以上であります。

提案理由は、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明

いたします。裏面をご参照願います。

第1条、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の197.5」に改める。

第2条、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の192.5」を「100分の187.5」に、「100分の197.5」を「100分の202.5」に改める。

なお、附則としまして、この条例は平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君、反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博副議長 反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 なければ賛成討論、中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの議案で一般職の一時金の削減については反対を申し上げたところでありますが、一般職の一時金カットが可決されたもとでありますので、これに準じざるを得ないと考えるもので、賛成せざるを得ないという立場であります。

以上です。

○竹内邦博副議長 次に、反対討論の方ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 これで討論を終わります。

これより議員提出議案第4号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内邦博副議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

○竹内邦博副議長 お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

なお、全員懇談会を午後2時15分から第2委員会室で開催いたします。理事者については、中口総務部長の出席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午後2時10分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○竹内邦博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程6、「議長辞職の件」を議題といたします。

議長の岡本重樹君から議長の辞職願が提出されております。

辞職願を朗読したいと思います。

平成22年11月26日

岬町議会副議長 竹内邦博殿

岬町議会議長 岡本重樹

辞 職 願

このたび、体調不良により、岬町議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願いいたします。

お諮りいたします。

岡本重樹君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、岡本重樹君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○竹内邦博副議長 日程7、選挙第4号「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私から指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定いたしました。

それでは、私から指名いたします。

議長に不肖、私、竹内邦博を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました竹内邦博を議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、竹内邦博が岬町議会議長に当選しました。

本席から岬町議会会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

ただいま副議長が欠員となりましたので、直ちに日程に追加して副議長の選挙を行います。

○竹内邦博議長 日程8、選挙第6号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、私から指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

それでは、私から指名します。

副議長に辻下文信君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました辻下文信君を副議長の当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました辻下文信君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました辻下文信君が議場におられますので、本席から会議規則第3条第2項の規定により告知します。

本来は副議長に当選されました辻下文信君の承諾があったものとして、ごあいさつを受けるところであります。申し合わせにより、すべて決定した後ということでご了承願います。

○竹内邦博議長 日程9、選任第4号「常任委員会委員の選任」を議題といたします。

常任委員会委員の指名については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。各委員会の委員が選任されましたが、総務文教委員会の副委員長が欠員となっております。互選されるわけでございますが、ただいまより暫時休憩したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午後2時36分 休憩)

(午後2時37分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に総務文教委員会が開催され、副委員長が互選されましたので、お手元に配付いたしました名簿をもって報告とさせていただきます。

○竹内邦博議長 日程10、選挙第5号「阪南岬消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定いたしました。

阪南岬消防組合議会議員に総務文教委員会副委員長の豊国秀行君、議長の私、竹内邦博を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました豊国秀行君と竹内邦博を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました豊国秀行君と私、竹内邦博が阪南岬消防組合議会議員に当選しました。

ただいま阪南岬消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。よろしくお願ひいたします。

○竹内邦博議長 それでは、僭越ですが、新役員を代表いたしまして私のほうからごあいさつを申し上げますので、降壇をお許し願ひます。

また、辻下副議長も同じく演台のほうへお願ひいたします。

(竹内邦博議長 降壇)

○竹内邦博議長 本日は、議案の審議並びに議会役員の選挙等、臨時議会の運営にご協力をいただき、本当にありがとうございました。おかげをもちまして、役員構成が滞りなく決まりました。

本町を取り巻く情勢は一段と厳しくなっていく状況でございますが、よりよいまちづくりのために、また議会運営につきましても、役員一同、皆様と相談し、知恵を出し合い、工夫しながら、任期までの間頑張ってまいる所存でございますので、皆様方のご支援とご協力をよろしくお願ひいたします。

簡単ではありますが、これをもって就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

(竹内邦博議長 議長席へ)

○竹内邦博議長 これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成22年第4回岬町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後2時40分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年11月26日

岬町議会

議 長 竹 内 邦 博

議 員 辻 下 正 純

議 員 豊 国 秀 行